

北海道博物館における公的研究費の不正使用防止に係る基本方針

(平成 26 年 8 月 20 日 策定)

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

北海道博物館（以下「本館」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日付け文部科学大臣決定）に基づき、本館における公的研究費等の適正な運営・管理の基盤となる環境を整備し、公的研究費の不正使用を防止するため、次のとおり基本的な方針を定める。

1 機関内の責任体制の明確化

本館の公的研究費の管理・運営について最終責任を負う最高管理責任者（館長）、実務上の権限と責任を持つ統括管理責任者（学芸副館長）、不正使用を防止する実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者（事業部長）を配置し、公的研究費の不正使用に係る責任体制を明確化する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

研究者や事務職員の理解不足による研究費の不正使用を防止する観点から、本館における研究活動に係る行動規範及び必要な規程類を策定するとともに、コンプライアンス教育等に係る研修会等並びに啓発活動の実施により、研究者や事務職員の規範意識の向上を図るとともに不正を発生させない組織風土を形成する。

3 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

公的研究費等の不正使用を未然に防ぐため、本館における不正使用を発生させる可能性がある要因を把握し、当該要因に対応する具体的な不正使用防止計画を策定する。

最高管理責任者は、不正使用防止計画に基づく対策の実施状況について随時確認し、進捗を管理する。

4 研究費の適正な運営・管理

研究費の適正な取扱いに関し研究者と事務職員の権限と責任について明らかにするとともに、発注、検収業務は事務職員が一括して実施するなど、当事者である研究者以外によるチェックが有効に機能する取扱いを定め、運用する。

5 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費等の不正使用等に関する通報及び相談に対し適切に対応できるよう、窓口を設置するとともに、不正使用等の調査手続に関する取扱いを定め、公正な運用を図る。

6 モニタリングのあり方

内部監査を実施する体制を最高管理責任者の直轄として組織し、会計書類の形式的要件の検査に加え、不正使用が発生するリスクに対応する監査を実施する。